

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔高齢者施策〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	01松江	04_高齢者施策	03_認知症施策	認知症患者医療センターの整備	<p>島根県においては、現在基幹型として島根大学附属病院に1カ所のみであるが、他県の状況は様々であり、2次医療圏に複数の地域型を設置しているところもあり、成果をあげていると聞いています。</p> <p>島根県においても、2次医療圏1カ所にこだわらず設置し、「保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症患者に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り」、各地域の認知症対策を充実させることが、地域包括ケアの実現には欠かせないものと考えます。</p>	<p>県の認知症患者医療センターの配置体制については、策定委員会等で、まずは全体を統括する形で県内を1カ所の基幹的な機能を持つ総合病院で統括して設置することとし、平成23年度から島根大学附属病院に設置されている。国の制度上の設置要件は、2次医療圏域当たり高齢者6万人で1カ所ということもあり、設置を進めるとすると残り2カ所程度になる。認知症患者医療センターの大きな役割として、診断以外に、事前の相談や地域での周知広報などの活動があり、これに対して公費から助成をし、設置も行われることとなっている。現センターでは、設置以来、年800件を超える相談を3名の看護師等が担当し、総合病院として、精神科と神経内科の両輪で同じく年800件を超える診察をし、年3回の研修会を開催し、加えて大学として、ipadなどの診断方法の普及なども行われている。認知症については、医療的な相談、特に、認知症初期に集中的な相談を行い治療につなぐ（初期集中支援チーム）、市町村又は地域包括支援センター単位のアウトリーチの対応が必要とされている。</p> <p>今後は、さらに病院やかかりつけ医の皆様に、これまでの診察に加えて、可能であれば、出かけて相談、診断、治療へのきっかけに関係していただくことになると考えており、認知症治療へのご協力をお願いしたいと考えている。</p>	<p>認知症患者医療センターの複数配置については、認知症の人が増えている一方、県東部と県西部からの受診が少ないことや、県介護保険事業支援計画策定委員会や県認知症施策検討委員会での検討を踏まえ、今後、複数での設置に向けて国との協議を進めていく。</p>	高齢者福祉課	社会医療法人昌林会 安来第一病院	8月27日
14	02雲南	04_高齢者施策	06_その他	病院への通院支援	<p>患者さんがもっと便利に通院できる交通網がないと、特に高齢者の方が仕方なく自分で運転して通院しないといけないし、タクシー等を使うにしても高額であり、もっと安価で安全な公共交通手段が必要ではないでしょうか。</p>	<p>近年、過疎化が進み、地方バス路線の減便や廃止、また高齢者の一人暮らしやご夫婦のみの世帯も増える中、通院や買い物などの日常生活において、こうした方々の移動手段をどのように確保していくのが大きな課題。</p> <p>管内市町では以下に紹介する様々な取組みが行われている。</p> <p>また、障がいがある方や要介護認定を受けた高齢者等で、公共交通機関の利用が困難な方が利用できる「福祉有償運送」の制度がある。これは、運輸局の登録を受けたNPO法人や社会福祉法人などが、普通自動車などを使用して、低額な料金（タクシー料金の半分が目安）で運行するもので、利用できる方は、要介護認定者等のうち、市町村の認定を受けた者に限られている。県内では、雲南市や安来市（松江市、浜田市）などで実施。</p> <p>〔雲南市〕 65歳以上の高齢者や障がい者の方を対象に、タクシーや市民バスに使用できる優待回数乗車券を額面の半額で販売。</p> <p>〔奥出雲町〕 75歳以上の高齢者世帯で交通手段を持たない方を対象に、路線バスやタクシーに使用できるサポート券を支給。また、一定の要件を満たした障がい者・介護保険利用者にはタクシー利用券を交付。</p> <p>〔飯南町〕 人工透析の治療を受けるため近隣市に通院される方を対象に輸送の支援を行っている。</p>	<p>県内の市町村では、コミュニティバスの運行や乗合タクシー等でのデマンド運行をはじめ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉タクシーの利用券を交付する事業</li> <li>・社協やNPO等が行う福祉有償運送</li> </ul> <p>などにより介護が必要な高齢者等への外出支援が行われている。</p> <p>県では、市町村の地域包括ケアシステムの構築のためには、こうした高齢者の移動手段の確保など、生活支援サービスの充実も必要と考えており、地域振興部門とも連携して、市町村の取組を支援していく。</p>	高齢者福祉課 雲南市 奥出雲町 飯南町	島根県薬剤師会 雲南支部	7月23日
15	03出雲	04_高齢者施策	06_その他	病院への通院支援	<p>最近では高齢者夫婦のみの世帯が増え、病院へ通院する場合に、どちらかが車を運転できるうちはよいが、いずれはどちらも運転できないようなことも想定される。当地区のように、公共交通機関の利便が悪く、最寄りの公共交通機関が利用できる所（例えばバス停）まで徒歩で辿り着くこともかなりしんどい。高齢化の進展で今後、こうしたケースは増えると思込まれる。こうした交通不便地域から通院する場合の公的な支援はないのか。</p>	<p>出雲市では介護が必要な高齢者を対象として、福祉タクシーの利用券を交付する事業により、通院・買い物など、外出への支援が行われている。</p> <p>また、障がいがある方や要介護認定を受けた高齢者等で、公共交通機関の利用が困難な方が利用できる「福祉有償運送」の制度がある。これは、運輸局の登録を受けたNPO法人や社会福祉法人などが、普通自動車などを使用して、低額な料金（タクシー料金の半分が目安）で運行するもので、利用できる方は、要介護認定者等のうち、市町村の認定を受けた者に限られている。</p> <p>県内では、松江市や雲南市などで実施。</p>	<p>県内の市町村では、コミュニティバスの運行や乗合タクシー等でのデマンド運行をはじめ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉タクシーの利用券を交付する事業</li> <li>・社協やNPO等が行う福祉有償運送</li> </ul> <p>などにより介護が必要な高齢者等への外出支援が行われている。</p> <p>県では、市町村の地域包括ケアシステムの構築のためには、こうした高齢者の移動手段の確保など、生活支援サービスの充実も必要と考えており、地域振興部門とも連携して、市町村の取組を支援していく。</p>	高齢者福祉課	伊野こみこみサロン	9月2日
20	04県央	04_高齢者施策	01_介護保険制度	地域包括支援センターの機能強化	<p>地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム実現に向けて地域の最前線に立つ中核的な機関として、今後、高齢化の進展に伴い、益々その役割が大きくなる。現状では、市町村の直営型が多く、人員配置不足などにより、本来国が求めている業務機能が発揮されていないと思われます。地域ケア会議の運営は、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる」体制づくりを考える最も必要な場となると考えます。今後、県として地域包括支援センターへの役割に応じた人員体制の強化、そのための財源確保、職員研修体制など何か支援する計画はあるのでしょうか。</p>	<p>地域包括支援センターは、各保険者が、介護保険の財源を充てて、その設置場所、管轄範囲等を決めて、直営又は委託により運営され、県内では、松江、出雲、安来、吉賀、一部益田を除いて、直営である。</p> <p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口であり、ご家族からの相談で訪問もし、地域ケア会議で地域全体の課題を検討するという機能を持っており、県央圏域内では、大田市、川本町、邑南町、美郷町にそれぞれ1カ所配置されている。その人員は、法令で担当区域内の高齢者数に応じて、3千人～6千人未満であれば、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーといった専門資格者を1名ずつ設置することになっており、その数が6千人増えるごとに、同数の人数を確保し、また一方、3千人に満たないときには1～2名の設置となっている。2千人以上であれば2名の専任の専門資格者、1千人以上であれば1名の専任と1名の兼務、1千人未満は1名の専任資格者がいれば可とされている。川本町（1, 500人）、美郷町（2, 200人）は、この規定が適用されている。</p> <p>今回の介護保険法の改正で、今後、医療介護の連携、認知症への対応が求められることから、地域包括支援センターの機能強化に向けて財政的な支援なども検討されているところ。</p> <p>県では、人員体制の強化や財政支援は行っていないが、研修については、地域ケア会議の運営方法について技能取得ができるよう研修会を行う補助制度を国が設け、加えて、県も独自でセンター職員の研修、地域ケア交付金の交付もしており、実際の運営実務に向けて対応能力をあげていただくことで、地域包括支援センターの取組みを支援している。</p>	<p>地域包括支援センターの機能強化は、今回の介護保険法改正の中でも言われており、地域ケア会議の実施については直接的な支援があると聞いている。内容は今後明確になると思われるので、これを待ちたい。</p> <p>なお、人的支援等について、特に支援は明確になっていないが、例えば、認知症施策支援員の配置により、認知症施策を集中的に行う人員を増やすといった方法も提案されており、平成30年度までに全市町村で必置となっていることから、県としては、その設置に向けた支援を行っていく。</p>	高齢者福祉課	社会医療法人 仁寿会 加藤病院	8月1日
23	04県央	04_高齢者施策	01_介護保険制度	地域福祉コーディネーターの配置場所と役割についてほか	<p>（1）地域福祉コーディネーターは、住民参加型の福祉活動やネットワークづくりを推進する役割を担うもので、本県では、市町村社協に在籍する社会福祉士等を対象として、平成16年度まで養成されていた。平成17年度以降は、島根県社会福祉協議会において、コミュニティソーシャルワーカーの養成が始まり、地域福祉コーディネーターと同様に、関係団体と連携して、地域の福祉課題を解決していく役割を担うこととなった。こうしたコミュニティソーシャルワーカー等の活動分野は、地域包括支援センター、市町村社協、施設等があり、それぞれの地域で、その専門性を生かし、高齢者への支援をはじめ、様々な地域福祉活動に取り組みされていることと思う。</p> <p>（2）施設入所者の要介護度の重度化により、体調不安定となり医療機関に長期入院されるケースが増えている。これに伴い措置費及び介護保険収入は減収となるが、保護施設として安定した事業運営を行うためにはどのようにしたらよいか。</p>	<p>（1）公聴会時の回答と同じ</p> <p>（2）養護老人ホームの措置費については、平成17年度に一般財源化され、市町村に対する地方交付税措置がなされている。厚生労働省から、平成26年4月の消費税の引上げに伴う措置費への影響額について、適切に改定するよう通知があり、県としては、この通知を受けて市町村に適切な対応を促したところ。現在、各市町村において措置費支弁基準の改定が検討されているところであり、県としても、市町村から相談等があれば助言していきたい。</p>	地域福祉課 高齢者福祉課	邑智地区老人福祉施設連絡協議会	8月1日	

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔高齢者施策〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
30	06益田	04_高齢者施策	01_介護保険制度	介護保険施設の指定・開設許可基準等	<p>(1) 介護保険制度について、00年に行政による「措置」から、利用者が自由に施設を選べる「契約」へと変わる（企業なども参入）介護施設の開設許可等→知事の指定許可→県の独自性を発揮された。</p> <p>(2) 療養病床再編推進事業…病床転換助成 医師会病院ふたば棟44床が平成29年度末までといわれていますが、見直しは？</p> <p>(3) 西部福祉センター（いわみーる）に、介護用品の陳列が一階にありましたが、5年位前に撤去されたのはなぜでしょうか。</p>	<p>(1) 介護保険施設の指定・開設許可基準は、平成24年4月から都道府県の条例で定めることとなった。具体的には、国の基準が項目毎に「従うべきもの」「標準とするもの」「参酌するもの」に分けられ、これらに応じて、各都道府県が条例で基準を定めることとされている。平成24年12月に制定した島根県条例は、基本的には国の基準に準じていますが、「特別養護老人ホームの居宅定員」と「療養病床における食堂の施設基準」については、県独自の基準を設けています。 また、非常災害対策に関する具体的計画について、土砂災害危険区域や浸水想定区域等の立地条件を踏まえた計画となるよう、県独自で規定の明確も行っていきます。</p> <p>(2) 医師会病院のふたば棟（44床）は、介護療養型医療施設。介護療養型医療施設は、平成24年3月31日までに介護老人保健施設等に転換するなどの対応を行うことになっていたが、転換支援策として実施されていた施設基準の経過措置や、転換に要する費用の助成などについても、平成29年度末まで延長されています。 なお、医師会病院のふたば棟について、現時点では具体的な計画は聞いていない。</p> <p>(3) 平成4年度から、介護機器、設備等の普及啓発を目的として、福祉用具の展示、相談等を行ってきたが、福祉用具等の取扱事業者の増加により介護機器、設備等の取り扱いが増えてきたことから、行政としての一定の目的は達成したと判断し、平成21年度末をもって廃止した。</p>	公聴会時の回答と同じ	健康福祉総務課 高齢者福祉課	益田の医療を守る市民の会	7月23日
35	06益田	04_高齢者施策	03_認知症施策	認知症の人を支える地域づくりほか	<p>(1) 子どもから大人まで認知症についての理解を深めていくことが重要。 認知症になっても一人のかけがえのない人間であることを病気という視点とともに&lt;人権&gt;という視点で自分ごととして捉えるような視点が必要。そのためには、教育委員会・人権同和対策課等との連携を図り、どのような状態になっても誰もが自分らしい生活ができる地域をつくるのが重要。 認知症になったら人に迷惑をかける大変な病気という&lt;排除&gt;の思考ではなく、認知症を知り、自分には何ができるか&lt;寄り添う&gt;思考が必要。 (2) 介護する家族にとっても「地域の理解」が重要。理解がない雰囲気だと介護している家族は、家族に認知症の人がいることも（周りはわかっている）姿がみえず、困っている時にも近所にSOSが出せなかったり、ストレスが溜まり、介護負担が大きくなる。 介護している家族の介護負担が過重にならず、本人も安心して家で生活するためにはサービスの利用は不可欠である。また、ショートステイ等の緊急時利用や認知症の人が安心して過ごせるように認知症の人、一人ひとりの状態に応じたケアの充実を望む。ユマニチュードなど、尊厳を基本とするケアを推進してほしい。 小規模多機能ホームの訪問の充実を望む。 (3) 認知症に対する理解（病気、人権等）が一番のベースになることではないか。 (4) デイサービスを利用するのは抵抗があり、自分の徐々にできなくなっている現状は、理解しながらも受け入れがたいというようの方がおられる。自分のできることを行ってもらい、力を発揮していただき、喜びにつながることで状態の悪化がみられず、人とのつながりもあり、家族も安心できる…というようなことはできないだろうか？（自立支援の作業所のような…）</p>	<p>(1) 認知症への理解と普及を進めるため「認知症サポーター養成講座」が実施されており、この圏域でも積極的な取組がみられる。特に子どもの世代から養成講座を行うことは、人に対する優しさの醸成につながり、家庭での波及効果も期待できる。そのため、県教育委員会に対して、学校等において市町村と連携した養成講座が円滑に実施されるよう要請を行っている。県でも、認知症への理解を進めるための広報や講演会等を実施しており、引き続き、県民の関心を高めていきたい。</p> <p>(2) 各地域において「認知症サポーター養成講座」等の普及活動を図っていくことが、地域支援につながると思う。また、適切なサービス利用が家族の介護負担の解消につながることから、相談窓口である地域包括支援センターに相談してもらいたい。 県でも、「認知症コールセンター（0853-22-4105）」を設けて、認知症の介護経験のある方に相談に当たってもらっている。各市町村では、現在、認知症に関わる地域資源を整理し、今後の整備方針を計画する認知症ケアパスの策定を行っている。県としては、認知症に関する市町村担当者会議を開催し、先進事例の紹介なども行っており、引き続き市町村の取組を支援していきたい。</p> <p>(3) 県としても、認知症の理解（病気、人権等）が重要だと認識しており、「認知症サポーター養成講座」の基本テーマとなっている。その上で、地域の医療・介護が連携して、早期発見・対応・支援が進むような体制を市町村が整備するよう働きかけを行っている。</p> <p>(4) 認知症の方だけでなく、高齢者の方々の活躍の場を作っていくことが、認知症予防などにもなると考えている。認知症の方は古い記憶は覚えておられることが多いことから、長年培った技術・経験を活かすことができれば素晴らしいと思う。すぐに実現は難しいかもしれないが、そうした取組事例があれば、紹介していきたい。</p>	<p>県で「認知症サポーター養成講座」における講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を開催し、新たに74名のキャラバン・メイトが誕生した。市町村を中心に「認知症サポーター」を養成しており、平成26年度は12月までに、新たに約5,200人のサポーターが養成されている。</p>	高齢者福祉課	認知症を支える家族会「ぼらりす」	7月23日
36	06益田	04_高齢者施策	01_介護保険制度	在宅要支援者に対する圏域老老協の支援について	<p>今後、要支援者の介護保険からの切り離しが行われようとする中、独居の高齢者、あるいは、高齢夫婦世帯への地域での援助計画の輪の中に加わり、保健・医療・福祉の連携が必要と考えるが、圏域老老協として求められる具体的な支援の内容について知りたいと考える。</p>	<p>このたびの介護保険制度の改正により、要支援者に対する介護予防給付（訪問介護・通所介護）が、市町村が取り組む地域支援事業に移行された。これは、全国一律のサービス提供ではなく、それぞれの市町村の判断によって、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など、さまざまな地域資源を効果的に活用できるようにするのが目的であり、特別養護老人ホームなどの介護施設も、この地域資源としての役割が大いに期待されているところ。 本県においても、「地域に根差した施設づくり」ということで、 ・施設が中心となった世代間交流活動【特別養護老人ホーム 美寿苑（益田市美都町）】 （小学生を対象に認知症の勉強会の開催など） ・孫子老（まごころ）サポート隊活動【特別養護老人ホーム むらくも苑（奥出雲町）】 （自治会の健康教室への理学療法士や管理栄養士の派遣など） ・食を通して地域が元気（健康）になる取り組み【養護老人ホーム 百寿荘（隠岐の島町）】（臨床栄養士による食に関する出張講義や実習など） など、社会福祉施設による地域貢献活動も各地で行われている。 これから、それぞれの市町村で、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくうえで、特養などの介護施設が地域のケア拠点として担う役割は大きいものがあるので、老老協の方でも、市町村と連携して、介護人材の確保や労働環境の整備など、さまざまな面でご協力いただきたく思う。</p>	公聴会時の回答と同じ	高齢者福祉課	益田圏域老人福祉施設協議会	7月23日